

## 高遠囃子地方資料について

地方連の江戸末期、文化 15 年（1818）から昭和 40 年（1965）までの資料が  
目録になりました。約 200 年前からの鉾持神社例祭の記録です。

（1）鉾持神社の例祭四月十五日は最も厳粛な大祭であり、祭年と間年（まどし）に分かれ、祭年の四月十四日には三社の伊豆・箱根・三島の御輿が御旅所に発輿、十五日には本殿で厳かな式典を行い、正午御輿が西高遠氏子各町内を隈なく渡御した。各町祭連は、御輿祭列の役に高遠囃子及び山車を子供連が引いて、御輿を供奉し町内を練り歩いた。十四日の宵祭には囃子の揃（そろい）とって、夕方より提灯を点け町内を練り歩き、祭りを盛り上げた。

（2）「はやし」と「俄（にわか）だし物」をだす母体は

\*一区・・・町方は十三町内あり、鉾持町・霜町・中町・本町・高砂町・横町・清水町・新町・袋町・梅町・多町・相生町・稲持町、各町内毎に囃子があった。

\*二区・・・地方連は「八箇（はつか）」とって、諸町・常盤町・宮本町・番匠町・旭町・東町・下夕町・島畑の八町内の連合である。町方を取り巻く集落で、農業・山林業に従事する村方の連である。中に鉾持村という山持の集まりがあり、地方の実力者が揃っていた。

（3）高遠囃子

地方連の曲名

\*本ばやし「南蛮くずし」・・・静かに、ゆったりと演奏して町内を練り歩く

\*帰りばやし「御琴ばやし」・・・賑やかに調子よく、テンポの速い演奏

（4）祭年に囃子を出す時は、総会により決定した。その年の三月か四月の初めに総会を開き、全員が「○」「×」で投票して囃子を出す、出さないの決定をした。

囃子を出す時の役員

・行司 一名      ・副行司 一名      ・会計 二名      ・外交 二名

(5) 地方連 明治 33 年規約、昭和 30 年規約より

\*若連資格・・・十五歳～三十五歳までの男子で、八町内に在住する人。

\*祭の指導者・・・大老五十歳以上、中老三十五歳～五十歳未満で囃子に指導力のある人に依頼した。

行司 1	会計 1	外交 2	副行司 1			
三味線	—— 笛	—— 太鼓	—— 大皮	—— 鼓		
10～15 人	5～6 人	4 人	6 人	20 人	計	56～61

\*囃子の隊列

笛・・・七穴使用

八箇（八町内）会員が七十名以上八十名未満時もあったから、上の隊列以上になった場合もあったと思われる。